

## 政令月収表

### ○公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅

	収入分位	政 令 月 収
一般階層	I	0円 ～ 104,000円
	II	104,001円 ～ 123,000円
	III	123,001円 ～ 139,000円
	IV	139,001円 ～ 158,000円
裁量階層	V	158,001円 ～ 186,000円
	VI	186,001円 ～ 214,000円
	VII	214,001円 ～ 259,000円
	VIII	259,001円 ～

### ○改良住宅

収入分位	政 令 月 収
I	0円 ～ 137,000円
II	137,001円 ～ 178,000円
III	178,001円 ～ 200,000円
IV	200,001円 ～ 242,000円
V	242,001円 ～

### 【入居資格の収入算定方法】

$$\text{政令月収} = (\text{世帯の合算所得額} - \text{公営住宅法上の控除額}) \div 12 \text{カ月}$$

### ○公営住宅法上の控除額

控除名	対象者	控除額
A. 扶養控除	・入居するご家族のうち申込者以外の方 ・遠隔地扶養で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	380,000円
B. 基礎控除	入居申込家族で所得を有する方	100,000円 (所得が10万円未満の時は、その所得額のみ控除)
C. 特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	250,000円
D. 老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方	100,000円
E. 普通障害者扶養控除	障害者で手帳を交付され、障害の程度が ・身体障害3級以下の方 ・精神障害2級以下の方 ・知的障害Bの方	270,000円
F. 特別障害者扶養控除	障害者で手帳を交付され、障害の程度が ・身体障害1～2級以下の方 ・精神障害1級の方 ・知的障害Aの方	400,000円
G. 寡婦(寡夫)控除	所得税法上の寡婦(寡夫)控除の対象として認められている方	270,000円 (所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除)
H. ひとり親控除	所得税法上のひとり親控除の対象として認められている方(性別問わず、子どもを扶養、婚姻していない方)	350,000円 (所得が35万円未満の時は、その所得額のみ控除)

(計算例 1)

○4人家族(夫・妻・子供2人(16歳・7歳))で世帯の合計所得(給与所得控除後の金額)が2,800,000円(夫の収入のみ)の場合

控除名	控除額	該当者
A. 扶養控除	380,000円 × 3人 = 1,140,000円	妻、子2人
B. 基礎控除	100,000円 × 1人 = 100,000円	夫
C. 特定扶養控除	250,000円 × 1人 = 250,000円	子(16歳)
D. 老人扶養控除	100,000円 × 人 = 円	
E. 普通障害者控除	270,000円 × 人 = 円	
F. 特別障害者控除	400,000円 × 人 = 円	
G. 寡婦(寡夫)控除	270,000円 × 人 = 円	
H. ひとり親控除	350,000円 × 人 = 円	
合計	1,490,000円	

(所得:2,800,000円 - 控除額:1,490,000円) ÷ 12カ月 = 109,166円  
→ 第Ⅱ分位(所得要件を満たしている。)

(計算例 2)

○2人家族(夫・妻)で世帯の合計所得(給与所得控除後の金額)が2,500,000円(夫と妻の収入)の場合

控除名	控除額	該当者
A. 扶養控除	380,000円 × 1人 = 380,000円	妻
B. 基礎控除	100,000円 × 2人 = 200,000円	夫、妻
C. 特定扶養控除	250,000円 × 人 = 円	
D. 老人扶養控除	100,000円 × 人 = 円	
E. 普通障害者控除	270,000円 × 人 = 円	
F. 特別障害者控除	400,000円 × 人 = 円	
G. 寡婦(寡夫)控除	270,000円 × 人 = 円	
H. ひとり親控除	350,000円 × 人 = 円	
合計	580,000円	

(所得:2,500,000円 - 控除額:580,000円) ÷ 12カ月 = 160,000円  
→ 第Ⅴ分位(所得要件を満たしていない。(裁量階層に該当する場合は所得要件を満たします。))